

# 総務委員会 議案説明資料

令和2年9月29日

| 件名                                      | 頁 |
|---|---|
| 1 第111号議案<br>足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |

( 政策経営部 )

# 第 1 1 1 号議案説明資料

令和 2 年 9 月 2 9 日

|       |   |
|-------|---|
| 件 名   | 足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例  |
| 所管部課名 | 政策経営部財政課  |
| 内 容   | <p><b>1 概要</b></p> <p>債権には、特別区民税や国民健康保険料などの強制徴収債権と応急小口貸付金などの非強制徴収債権があり、非強制徴収債権には区に財産調査や差押えの権限がない。</p> <p>未納者に対して、督促状の送付や弁護士による催告、法的措置（簡易裁判所への申し立てや訴えの提起など）を行った結果、生活困窮により支払い困難な状況が判明しても、時効や破産、死亡等の事由以外では債権放棄できる規定がないため、適正な徴収事務に支障をきたしている。</p> <p>このため、債権放棄の事由に生活困窮の規定を追加し、本条例を改正するものである。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>債権放棄の事由について次の規定を加える。</p> <p>(1) 債権者が著しい生活困窮状態にあり、支払いが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 特別な事情があるため徴収の見込みがないと区長が認めるとき。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行する。</p> |
| 今後の方針 | 特別な事情があるため徴収の見込みがないと区長が認めるときの要件等については、別途基準等の作成を行う。  |

| 改正前  | 改正後 |
|--|-----|
| <p>○足立区の債権の管理等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第26号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成17年3月25日条例第7号<br/>平成19年3月30日条例第37号</p> <p>足立区の債権の管理等に関する条例を公布する。<br/>足立区の債権の管理等に関する条例</p> <p>第1条～第13条 （省略）</p> <p>（放棄）</p> <p>第14条 区長は、区の債権（強制徴収により徴収する区の債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。ただし、当該各号の規定により区長が放棄することができる債権は、その額が1件当たり100万円以下のものに限るものとする。</p> <p>（1） 当該区の債権について消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該区の債権について一部を履行したときその他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。</p> <p>（2） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）。</p> <p>（3） 当該区の債権の存在について法律上の争いがある場合において、区長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。</p> <p>（4） 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。</p> |     |

| 改正前                   | 改正後  |
|-----------------------|--|
| <p>第15条～第16条 (省略)</p> | <p><u>(5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、支払が困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>(6) 特別な事情があるため徴収の見込みがないと区長が認めるとき。</u></p><br><p><u>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</u><br/> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> |